

## 東京家庭裁判所委員会議事概要

1 日 時 平成18年7月14日(金)午後3時から午後5時まで

2 場 所 東京家庭裁判所大会議室(19階)

3 出席者

### (1) 家事関係委員(五十音順)

東京家庭裁判所家事調停委員 遠藤敦子

東京都女性相談センター所長 太田敏子

東京都社会福祉協議会福祉部長 吉原正夫

### (2) 少年関係委員(五十音順)

東京少年友の会理事長 大石忠生

東京保護観察所観察第三課長 岸規子

国立大学法人千葉大学大学院専門法務研究科教授 後藤弘子

東京都福祉保健局少子社会対策部長 都留佳苗

東京地方検察庁刑事部長 松井巖

### (3) 学識経験者等委員(五十音順)

元共同通信社編集局編集委員 野村満利

NHK放送文化研究所メディア研究担当部長 原由美子

### (4) 弁護士委員

東京弁護士会所属 弁護士 堀川末子

第一東京弁護士会所属 弁護士 関澤潤

第二東京弁護士会所属 弁護士 山下正祐

### (5) 裁判所委員

東京家庭裁判所所長 細川清

東京家庭裁判所家事部所長代行者 佃浩一

東京家庭裁判所少年部所長代行者 八木正一

(6) その他

|                   |      |
|-------------------|------|
| 東京家庭裁判所首席家庭裁判所調査官 | 大谷敏也 |
| 東京家庭裁判所家事首席書記官    | 碓井久雄 |
| 東京家庭裁判所少年首席書記官    | 寺田幸治 |
| 東京家庭裁判所事務局長       | 林隆峰  |
| 東京家庭裁判所事務局総務課長    | 川端素子 |

(7) 説明者

|                     |      |
|---------------------|------|
| 東京家庭裁判所少年部所長代行      | 八木正一 |
| 東京家庭裁判所総括主任家庭裁判所調査官 | 小峰隆司 |

4 議事

(1) 新委員あいさつ

(2) 委員長代理について

委員長代理として、野村委員が指名され、了承された。

(3) 「活発な裁判所委員会」のアンケート調査について

標記の調査について回答したことが報告され、了承された。

(4) 協議事項「犯罪被害者保護について」

ア 被害者への配慮の関係の諸制度の運用状況について

説明者から、被害者への配慮に関する諸制度として「被害者の事件記録の閲覧・謄写」、「被害者の意見陳述」、「被害者への審判結果等の通知」が新設されたことが説明され、それらの制度の運用状況と広報の現状が紹介された。また、交通事件と一般事件の被害者調査の実情等について説明された。

委員からの質問、意見等により、概ね次のとおり協議がなされた。

(少年関係委員)

どのような事件で被害者調査が必要だと判断することが多いのか。

(説明者)

例えば、性犯罪では、基本的には調査する方向だと思う。傷害事件では、書面

照会程度はして、その結果次第かと思う。

(説明者)

非行理解がしにくかったり、加害少年だけでは非行理解が偏る場合に被害者の意見を伺うことになると思う。要保護性の調査の場合にも被害者からも調査すると多角的な視点を確保できると思う。書面照会又は書面連絡で調査や照会の趣旨を被害者に知らせ、その後に被害者から連絡があった場合に、被害者が求めた方法や被害者が応じてくれた形で行っていくことになる。

(少年関係委員)

意見陳述の中身に何らかの傾向があれば伺いたい。また、被害者側からの積極的な働きかけとして被害者側の意見陳述権のようなものが考えられるか。

(説明者)

意見陳述の中身は、大体、「きちんと自分のやったことの責任はとってほしい」というような内容かと思う。被害者がPTSDのような状況になったという訴えもある。被害者の意見陳述は、申し出があれば受け付けるという意味では基本的に権利性があり、それをもっと強くするかは今後の検討課題だと思う。

(説明者)

傷害や暴力行為等で、被害の影響や実情として「登校できないことが続いた」、  
「1人で外出できない」、  
「後ろにだれかがいるような恐怖感を覚える」等の、  
加害少年に対しては「少年が学校に来るのが不安だ」、  
「少年の仕返しが不安だ」等の、  
被害者が望むこととして「謝罪や弁償はしてほしいが会いたくない」、  
「もう一切関わらないでほしい」等の、  
裁判所に対して「被害者の住所を知らせないでほしい」、  
「加害者の名前を教えてほしい」等の意見がある。

(家事関係委員)

加害者を国が矯正して社会に送り出しているが、被害者に後遺症が残っている場合などに、裁判所は被害者保護のため何かできないのか。

(説明者)

裁判所としては、調査し、実情を聞いて審判に役立てるとというのが現状かと思う。付添人や被害者支援センターの役割も大きいと感じる。

(少年関係委員)

面接等で知ったニーズを少年の要保護性理解だけに使っていいかのという疑問が出てくると思う。法テラスのパンフレット等を渡すことはできるのではないか。

(弁護士委員)

司法支援センターもコールセンターを設けて仕分けをするので、裁判所も被害者から意見を聞いた段階で情報提供するのが被害者支援の一環になると思う。

(弁護士委員)

被害者の声を吸収して別のルートに流す、被害者の声も聞いてより真相に近づく、被害者の声を加害少年に聞かせることによって加害少年の更生に寄与させるという観点があると思うが、裁判所としてどういう観点から取り上げるのか。

(説明者)

この制度を作るときにも、被害者の声を少年の更生に生かす面があることは認識されていたと思う。被害者調査をした事例では被害者の生の声を少年に伝える努力をかなりしていて、改善に向けての使い方はかなりできていると思う。

(説明者)

さほど重くない事件では、被害者の声を伝えてかなり効果があると思う。被害弁償に役立てていくこともある。ただ、性非行や幼児わいせつ等では、少年側の言い分と被害者側の意識とのギャップが大きいことがあり、被害者と少年の関係を悪化させないように見守りながら伝えていくことになる。

(説明者)

「被害を考える教室」で、万引きの被害者である店の人に商品売る苦勞について話してもらっており、少年から「店の人の苦勞がよく分かった」等の感想が出ている。

(少年関係委員)

期日内の意見陳述は少年のインパクトがかなり違うので、審判の教育的効果を考えると、期日内の意見聴取を促進する努力ができないかと思う。

(説明者)

期日内の意見聴取の当庁の運用が非常に少ないのは、少年の面前までは希望しないという被害者がほとんどだったということである。

#### イ 被害者の審判傍聴について

説明者から、被害者の審判傍聴に関する犯罪被害者等基本法の方針と犯罪被害者等基本計画に記載された現状認識、今後講じていく施策等が説明され、また、全国犯罪被害者の会「あすの会」の主張と裁判所での審判傍聴についての議論が紹介された。

委員からの質問、意見等により、概ね次のとおり協議がなされた。

(委員長)

「あすの会」の「被害者等の出席しない審判には、検察官が関与する場合を除いて加害少年の主張に反論する者は存在せず、事実認定に関しては加害少年の主張がそのまま受け入れられている部分を否定できない。被害者が審判に出席すれば、加害少年は嘘をつきづらくなり、本当のことを言う可能性がある。」という意見について、裁判官はどういう意見なのか。

(裁判所委員)

被害者の供述が証拠に出てきており、その言い分と少年の言い分に重大な齟齬があれば証拠調べの必要が出てくるので、少年の主張がそのまま受け入れられているというのは当たらないのではないかと思う。

(弁護士委員)

実際の少年審判では、審判前の調査官調査や警察の取り調べもあり、被害者の方の調書も出てくるので、少年の嘘が通りやすいということはあると思う。私の経験では、調査官の面接調査、審判廷での審判官の説諭等で親自身が教育され、親が変わることで子供も変わった。付添人も教育的配慮、少年の更生に向け

て協力している。そこに被害者が傍聴し、非常に厳しく糾弾するような風潮になると、少年審判廷の雰囲気は少年を教育的に更生させて改悔させることから離れてしまうのではないかと。被害者の傍聴に非常に消極的な感想を持っている。

(弁護士委員)

私の経験では、被害者がいることで少年が言いたいことを控えてしまう。少年審判が果たす役割について、裁く場なのか、少年に反省して立ち直ってもらう場なのかを見据えていかないと議論が混乱してしまうのではないかと。

(少年関係委員)

少年手続が何をすべきかを考えていく必要があると思う。審判傍聴を認めるのであれば、必ず付添人をつける等の支援的なサポートも必要であり、着席位置等も検討しなければいけないという気がする。

(少年関係委員)

被害者の声をもう少し反映させるような構図をとっていかないと、社会的に少年事件の扱い方に対する理解が難しくなっているのではないかと。

(弁護士委員)

殺人等の重大事件では、加害少年の反社会的な姿勢が高く、被害者と合わせて、被害者の要望を直接聞くタイミングの問題がある気がする。重大事件でなくても被害者の意見陳述が非常に効果がある犯罪類型もあり、重大かどうかで分けるのはどうなのかと思う。今までの少年審判に弁護士として不満を持っている人は余りいないと思う。裁判所にも今まできちんとやってきたことを主張してほしい。

(委員長)

裁判所としてはきちんとやっているつもりなので、少年の言い分が一方的に通っているとは思っていないが、それを実感として分かってもらえていない。一番早いのは見てもらうことなので、そこに矛盾がある気がする。継続審議中の少年法の改正が通ると一定の範囲で国選付添人がつくことになり、被害者の会の方がますます少年の言い分が通るという心配をするのではないかと感じる。

(少年関係委員)

実際に審判を見て実感している方は、多分すごく少ないと思う。少年法改正前の「ほとんど知らないうちに審判が終わり、排除されていた」記憶が残っており、情報が無いから不安なので、その不安の解消には実際に審判を見てもらえばいいが、刑事裁判の検察官と丁々発止でやるイメージを持って審判を傍聴しても却ってネガティブになる可能性もある。職務として関与した人には正当性が分かるが、他の人にそれをどう教えていいのか。関与したいと言っても審判には出て来たくない被害者も多いわけで、実際の被害者と制度設計に関与している人達の間にも齟齬がある気もする。今まである制度を充実させることが必要ではないか。

(弁護士委員)

少年審判では、少年の教育のために非公開で何でも話せる場所を確保し、その中で少年の更生を図り、処分を決めていくというのが少年法の建前であり、理念であって、それを投げ打ってはいけないと思う。提供できる情報をもっと提供することで被害感情が治癒される場合もあると思う。今ある制度を充実させながら、どうやってサービスが提供できるかを考えるべきかと思う。

(少年関係委員)

今まで家裁が歩んできた少年法の形は世界に類のない良い成績を上げてきていると思うが、被害者の声が参考調書のような形であるだけでいいかとなると、少年法と矛盾しない形である程度公明公正に明らかにする構造を持ち、意見陳述権のような権利化された形で制度化される必要があるのではないか。

(家事関係委員)

被害者に精神的、肉体的後遺症がある場合も考えなければならないと思う。

(学識経験者等委員)

被害者の立場も考えて、公正に行われていることを分かってもらう手段を考えることが必要であり、被害者のための仕組みをできるだけ他の関係機関にもオープンにし、具体的に踏み出すことを考えたらいいのではないか。

(家事関係委員)

昨年、東京都社会福祉協議会で当事者組織も含めて都内の相談機関のリストを作った。相談機関の連絡会等もあり、何らかの形で組織化していきたい。

(委員長)

被害者の立場からは、加害者が少年か成人かは関係なくて、同じ被害を受けているのに何で扱いの差があるのだとよく言われる。プライバシーや少年の保護に逆に少し傾きすぎているという主張が大分強くなっているように思うのだが。

(少年関係委員)

被害者について国家が責任を持つということがやっと明示されたわけで、全体の被害者支援の枠組みの中でまず最初に何から始めるのが一番良いのかという合意を、あらゆる関係者の中でしていくことが必要ではないか。

(少年関係委員)

検察庁の被害者に対する対応として、本人が求めてきた場合に公判や処分の内容を通知し、要望があれば起訴状や冒頭陳述の内容も個人情報を除いて情報提供している。犯罪被害者都民センター等の関係機関とも連携している。刑事司法への参加としては、被害者の意見陳述の申し立てがあり、要望があれば被害者支援員が法廷傍聴等の付き添いもする。法廷傍聴は被害者本人や遺族には意味のある制度で、被害がどういうプロセスでどう認定されていくのか、適切に判断されて裁いてくれるのかを見ることで、自分の受けた傷が少しずつ癒され、回復していくことがあるように見受けられる。

(5) 次回のテーマについて

次回のテーマとして、「東京家庭裁判所の広報・広聴の在り方」が提案され、了承された。

(6) 次回期日等について

今回は平成18年11月10日(金)午後3時から東京家庭裁判所大会議室で開催することとされ、その前に希望者が庁舎見学をすることとされた。